

三 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>(リース取引に関する注記)</p> <p>第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第四項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>(資産除去債務に関する注記)</p> <p>第五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。</p> <p>(流動資産に係る引当金の表示)</p> <p>第十四条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に</p>	<p>(リース取引に関する注記)</p> <p>第五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第一項第一号イ及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、同条第一項第二号ロ中「貸借対照表日後五年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年以内の日」と、「貸借対照表日後五年超」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して五年を経過した日以降」と、同条第二項中「一年内」とあるのは「中間貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。</p> <p>(資産除去債務に関する注記)</p> <p>第五条の十九 財務諸表等規則第八条の二十八（第一号イ及びロを除く。）の規定は、資産除去債務について準用する。この場合において、同条中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「当該事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(流動資産に係る引当金の表示)</p> <p>第十四条 財務諸表等規則第二十条の規定は、流動資産に属する資産に</p>

係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(減価償却累計額の表示)

第十七条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(減損損失累計額の表示)

第十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。この場合において、同条第五項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第二十一条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同条第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。この場合において、同条第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第三十条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。この場合において、同条

係る引当金について準用する。

(減価償却累計額の表示)

第十七条 財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条の規定は、建物、構築物その他の有形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。

(減損損失累計額の表示)

第十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。

(投資その他の資産に係る引当金の表示)

第二十一条 財務諸表等規則第三十四条において準用する同条第二十条の規定は、投資その他の資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の注記)

第三十条 財務諸表等規則第五十六条の規定は、負債に計上されている企業結合に係る特定勘定について準用する。

第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。この場合において、同条第四項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(減損損失に関する注記)

第五十条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ(同条に規定する資産グループをいう。)について準用する。この場合において、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第五十条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(一株当たり中間純損益金額に関する注記)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 | 前二項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(たな卸資産及び工事損失引当金の表示)

第三十一条の三 財務諸表等規則第五十四条の四の規定は、たな卸資産及び工事損失引当金の表示について準用する。

(減損損失に関する注記)

第五十条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループ(同条に規定する資産グループをいう。)について準用する。

(企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記)

第五十条の三 財務諸表等規則第九十五条の三の三の規定は、企業結合に係る特定勘定の取崩益について準用する。

(一株当たり中間純損益金額に関する注記)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)
第五十三条 (略)

2・3 (略)

4| 前三項に規定する事項は、中間財務諸表提出会社が中間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第七十条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)
第五十三条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(自己株式に関する注記)

第六十六条 財務諸表等規則第七十条の規定は、自己株式について準用する。この場合において、同条第一号中「当事業年度末」とあるのは「当中間会計期間末」と、「当事業年度に」とあるのは「当中間会計期間に」と読み替えるものとする。